

設計図書に対する回答書について

委 託 業 務 番 号		登米市公共施設(小・中学校)照明設備LED化事業業務委託
委託業務の名称		登米市内
番号	質 問 事 項	回 答 事 項
Q1	12.業務委託(5)契約保証金について 登米市契約規則第32条(3)に従い、地方自治体とのESCO、業務委託、リースの類似業務実績を証明する書類(契約書写し等)を提出することで、契約保証金は免除としていただく認識でよろしいでしょうか。	登米市契約規則第32条(3)については、建設工事等は除くこととしており、本業務は、実質的に建設工事の請負契約に該当することから、登米市契約規則第32条(3)には該当しないものとします。
Q2	12.業務委託(6)委託料の支払いについて 請求に基づいて支払うものとありますが、支払いは検査終了後に一括請求、支払いとの認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
Q3	16.スケジュールについて 実施要領本文記載の各スケジュールと16.スケジュールの日程を優先とする形でよろしいでしょうか？	「16.スケジュール」のとおりとします。
Q4		
Q5		
Q6		
Q7		
Q8		
Q9		
Q10		
Q11		
Q12		
Q13		